

「災害時における情報交換に関する協定」の締結について

○目的

- ① 災害発生時等(災害が発生又は発生のおそれ)の初期段階から中国地方整備局と自治体が緊密な情報交換が行えるように、あらかじめ相互に必要な体制を整える。
- ② 従前の仕組み(中国地方整備局の内規:中国地方整備局現地情報連絡員派遣要領)でも、中国地方整備局から管内の地方自治体(県及び市町村)へのリエゾン派遣は(自治体からの要請があれば)可能であるが、この協定を結ぶことで、要請がなくてもリエゾンを派遣できる事になり、災害発生時等の応急対策がより一層迅速かつ円滑に実施できるようになる。

※リエゾン : 情報連絡担当官のこと(地方公共団体と更なる連携強化が目的)

参考 : 東日本大震災のため宮城県内の各市町に中国地方整備局各事務所からもリエゾンを派遣し、情報収集及び情報提供を行っている。
(リエゾン派遣期間 : 平成23年3月22日~4月25日)



※国土交通省のTEC-FORCE隊員(青い制服)による現地調査状況(被災後間もない現場での命懸けの作業)

(平成21年7月中国・九州北部豪雨災害時実績)

※国土交通省のTEC-FORCE隊員(青い制服)と市の職員による技術的打合せ状況。現場を確認しての災害応急復旧について熱い議論が交わされる。

(平成21年7月中国・九州北部豪雨災害時実績)



※ 12/22 戸田中国地方整備局長(代理:池田山口河川国道事務所長)と松浦防府市長との協定書受渡の様子



※TEC-FORCE(Technical Emergency Control Force) : 国土交通省の職員による緊急災害対策派遣隊のこと